

令和元年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会会議録

令和元年5月31日（金）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時51分

◎出席議員（11名）

1番	小堀道和	3番	石川和美
4番	益子明美	5番	大金市美
6番	鈴木繁	7番	久保居光一郎
8番	小川正典	9番	中山五男
10番	平塚英教	11番	沼田邦彦
12番	阿久津武之		

◎欠席議員（1名）

2番 高田悦男

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣純子
副組合長	福島泰夫
会計管理者兼管理課長兼会計室長	深澤昌美
事務局長兼施設整備室長	塩野目修一
総務課長	岡誠
病院長	宮澤保春
病院事務長兼医事課長	南木信男
病院事務次長兼総務課長	澤村雅彦
消防長兼総務課長	車和則
消防本部予防課長	八木弘志
消防本部警防課長	川俣寿行
保健衛生センター所長	石嶋賢一

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	深澤昌美
議事係長	石田直人
書記	星麻里
書記	齋藤晋太郎

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正
について (組合長提出)

日程第4 (議案第2号) 財産の取得について (組合長提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（阿久津武之） ただいまの出席議員は11名であります。2番高田悦男議員からは、欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きたいと思えます。

ここで、議会開会にあたり、組合長のあいさつを求めます。

組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） おはようございます。暑い、寒いが結構ありまして、昨日はちょっと蒸し蒸しし、今日ももしかするとちょっと蒸すような日になるのか、天候が安定していなく、30度を五月のうちに越えてしまうという、熱帯雨林になってくるのかな。きっと9月までまた暑いのかなと思えますが、今日は臨時議会にお集まりいただき、ありがとうございます。議題は二つであります。どちらも消防関係なので、新しい消防長なので、やさしく、丁寧にご質問いただいて、一緒に改善をしていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津武之） 以上で組合長のあいさつが終わりました。本日の議事日程につきましては、事前に配付したとおりであります。ご覧いただきたいと思います。

これより議事日程に基づき議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿久津武之） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、

7番 久保居光一郎議員

8番 小川正典議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（阿久津武之） 次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正
について

○議長（阿久津武之） 日程第3 議案第1号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程となりました議案第1号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、不正競争防止法ならびに、住宅用防災機器の設置および維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令が、一部改正されたことに伴う改正であります。まず、第16条において、不正競争防止法の一部を改正する法律において、工業標準化法が、産業標準化法に改められたことに伴う改正となります。

次に、第29条の5第1項第1号においては、現行省令であります、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令と文言を合わせる改正となり、第6号においては、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令において、住宅用防災警報機器等の設置を免除できる基準を新たに追加するものであります。詳細につきましては、消防予防課長から説明させますので、何とぞ、慎重審議のうえ、可決賜りますようお願い申しあげ、提案理由の説明といたします。

○議長（阿久津武之） 消防予防課長。

○消防予防課長（八木弘志） おはようございます。予防課長の八木です、よろしくお願いたします。

ただ今ですね、南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、補足説明をいたします。この条例の一部改正は、不正競争防止法の一部を改正する法律が、平成30年5月30日に住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成31年2月28日にそれぞれ公布されたことに伴う改正でございます。

改正内容を説明しますので、議案書の1ページ新旧対照表をご覧くださいませ。左が改正後、右が現行となりますのでよろしくお願いいたします。今回の主な改正内容については、3点でございます。

1点目は、火災予防条例第16条第1項、これは避雷設備にあたるんですけども、この中の文言、不正競争防止法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、工業標準化法が一部改正され、法律名を産業標準化法に改め、日本工業規格が、日本産業規格に変わったことに伴う、条文中の名称を改正するものでございます。

2点目でございますが、火災予防条例第28条の5第1項第1号これは住宅用防災機器の設置の免除でございます。29条ですね申し訳ありません訂正します。火災予防条例第29条の5第1項第1号住宅用防災機器の設置の免除でございます。住宅における住宅用防災機器の設置を免除することができるスプリンクラー設備の感度に関する制定を整理するものでございます。スプリンクラーヘッドの規格について、閉鎖型スプリンクラーヘッドの規格を定める省令の表現において現行省令に合わせるために、本条例中の文言を改正するものでございます。続きまして2ページ2面をご覧くださいませ。

3点目の火災予防条例第29条の5第1項第6号では、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合に、住宅における住宅用防災機器の設置を免除することができる規定

を追加するものでございます。平成30年6月1日施行の消防法施行規則等の一部を改正する省令により、民泊の住居部分が、300平米未満である民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、自動火災報知設備の設置を免除することが可能となりました。これを踏まえて、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が、平成31年2月28日に公布されたことに伴いまして、住宅用防災機器等の設置を免除することが出来る規定の火災予防条例29条の第1項第6号をですね、新たに追加して、現6号を7号に繰り下げるものでございます。この条例は公布の日から施行いたします。ただし、第16条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行するものでございます。

以上で火災予防条例の一部改正の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（阿久津武之） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 最初のやつは、日本工業規格というのが、日本産業規格に変わったということですね。二つ目は、スプリンクラーの関係の内容で、具体的には改正点があったんですかね。中身をもう一度説明頂きたいと思います。三つ目の300平米以内の民泊ですか、の自動火災報知機設置免除規定なんですけど、もう一度、今年の2月28日公布というような説明だと思んですけど、どういう内容ならば免除規定が該当するのか、もう一度具体的に説明をお願いします。

○議長（阿久津武之） 予防課長。

○消防予防課長（八木弘志） ただ今のご質問について、ご説明いたします。

スプリンクラー設備のヘッドにつきましては、特に高感度の閉鎖型スプリンクラーヘッドがあります。この高感度のスプリンクラーヘッドは、ここに明記されておりますが、標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーを備えているものにかぎる。これがですね、表示温度が75度以下で種別が1種に変わるんですけども、この1種に関しましてはですね、この高感度、現行の基準の省令、閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の比較を定める省令が、昭和40年自治省令第2号において1種とういうことでありまして、これがですね、今までこの高感度が作動時間が60秒以内だったんですけ

ども、それを今回、この省令に合わせるために、種別が1種というものになったものでございます。

○10番（平塚英教） 中身は変わらないんだね。

○消防予防課長（八木弘志） 内容は変わっていないくて、呼び方が変わっただけです。

○議長（阿久津武之） 消防長。

○消防長（車和則） ただ今のことについて、もう一度、詳細にご説明いたします。今のスプリンクラーヘッドの件につきましては、国の基準に合わせて、表現、というか言葉が変わったということです。

もう1点のところですね、民泊の面積というところですか、その部分は、民泊としての面積が300平米未満である、ところに適用となります、ということです。以上になります。

○10番（平塚英教） 結構です。

○議長（阿久津武之） 他にありませんか。

1番、小堀道和議員。

○1番（小堀道和） 聞いていて分かりやすく説明していただきたいので、今の条例だと、こういう不備があるからここはこういう風に修正するんだ、そういうような言葉で説明してもらえると分かります。文言は別としても、29条の5、2ページですね、今のままの条例ではこういう不備がある、したがってこう変えるんですよ、という説明を受けると分かりやすい。

○議長（阿久津武之） 消防予防課長。

○消防予防課長（八木弘志） 今回の点につきまして、全てですね、国の基準の方に合わせるということです。

○1番（小堀道和） 2ページなんかはですね、民泊を始めるにあたって今のままだと決まりがないから困るんで、国がこう決めたんで、こういう基準を決めたんですよ、とそういう説明が欲しいんです。あの、国が決めたんでそれに従っただけですっていうのは、答えになってないのでもう一度お願いしたい。

○議長（阿久津武之） 警防課長。

○消防警防課長（川俣寿行） ご指摘の通りでございますが、民泊にあたっては、現行法令でも報知機の義務化はございます。民泊というのは一般住宅をご存じのとおり、宿泊者に開放して、泊ませる、料金をいただいて泊ませるという法律ですが、住宅部分は、平成18年からなんです、住宅用火災警報器の設置義務は、条例で制定されております。そのとおり民泊においても、住宅用火災警報器、文言では防災警報機となっておりますが、設置の義務がございまして、29条の方は免除規定なんです、その中で300平米以下のところでしたら、書いてある通り、自動火災警報器って普通の会社とか事業所には付いているかと思うんですが、その小規模用とって、特例法なんですけども、それを付ければ300平米以下であればOKですと。結局は付けなくちゃ駄目なんです。免除というわけではなくて、この機器でもOKですという規定です。

○議長（阿久津武之） 他にありませんか。無いようですので、これで質疑を終わりにしたいと思います。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（阿久津武之） これより採決をいたします。

議案第1号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 日程第4 議案第2号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） ただ今上程となりました、議案第2号 財産の取得についての提案理由の説明を申しあげます。本案は、那珂川消防署に配備している、水槽付消防ポンプ自動車の老朽化に伴い、更新車両を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得価格は、4,575万8,210円であり、契約の相手方は栃木県消防整備株式会社となります。詳細につきましては、消防総務課長から説明させますので、何とぞ、慎重審議のうえ、可決賜りますよう、お願い申しあげ、提案理由の説明といたします。

○議長（阿久津武之） 消防総務課長。

○消防総務課長（車和則） この度の更新の水槽付消防ポンプ自動車は、平成16年、旧小川分署に配備した、水槽付消防ポンプ自動車の更新でございます。入札の経過につきましては、お手元の参考資料をご覧ください。

入札は、4月23日に執行いたしました。2社による条件付き一般競争入札は記載のとおり全ての入札価格が、予定価格4,251万240円を上回り、不落になりましたことから、当組合入札事務処理要綱の規定により、最低価格の業者と協議を行い、2回の見積もりにより、決定をいたしました。

契約金額は、消費税8%を含む、4,575万8,210円でございます。なお本年10月に予定されている消費税率の変更となった場合においても、契約の変更を要しない契約書といたしております。購入期限は、令和2年3月25日といたしました。車体につきましては、昨年更新の水槽付消防ポンプ自動車と同じ車体でございます。日野自動車製、消防車専用のシャシ、四輪駆動、ダブルシート型、積載する水は2,000リットル、乗車の定員は6人でございます。主な装備資機材は、自動巻取り装置付きの吸水管、LED式照明装置、エンジンカッター、チェーンソーを装備し、3連ハシゴなどは再使用することといたしました。

ただ今ご説明の水槽付消防ポンプ自動車は、迅速な注水には、大変有効であります。近年の災害の多様化、大規模化を踏まえまして、更新設置するものでありますので、更なる隊員の教育訓練を実施し、技術力を高め、地域住民の安心で安全に対応できるよう努めてまいりたいと存じます。以上、説明を終わります。

○議長（阿久津武之） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番、中山五男議員。

○9番（中山五男） 質問申し上げます。これは今年の当初予算で5,218万2,000円計上した、この予算の執行ではないかと思えます。それですね、今回は入札執行で落札しない、で最後に随意契約となったわけなんです。過去の例を見ましてもですね、大体一回で落札しますよね。なぜ今回ですね、入札2回やって落札しない、それで最後に随意契約となったのか、その経緯について1点お伺いしたいと思います。

それとですね、これは那珂川消防署に配置されると思われるんですが、これまで那珂川消防署に配置されていたですね、消防ポンプ車、これは処分はどのようにするのか、もしこれを予備として管理するのなら、何年後に処分するのか、これまで何年間くらい、維持管理したうえで処分しているのか、その処分方法も含めてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（阿久津武之） 消防総務課長。

○消防総務課長（車和則） ただ今のご質問について、お答えいたします。まず、入札執行で落札しなくて随意契約になった理由でございますが、今年10月に予定されてお

ます、消費増税の影響が少なからず有るのかなと思っております。そのところで、例えば消防団の車両等にありましては、今年すでに入札が不調、落札者が無いというような状態になっているところでもあります。この半年の間に、やはりですね原材料、人件費が値上がりしておってその幅が企業努力の域を超えている、というような推測をするところがございます。

2点目の、今現在の車両、不用となる車両の件でございますが、廃車処分にする契約といたしています。ですのでその後、というのはございません。以上になります。

○議長（阿久津武之） 9番、中山五男議員。

○9番（中山五男） 随契になった理由につきましては分かったんですが、当初予算は5,200万で、随意契約が4,500万ですよね、700万もの差があるわけです、この予算とはです。私はこの予算見積もりが適当であったのか、随意契約、これ安いに越したことはないですが、まあ随意契約の金額のですね、執行側のお見積りが適正であったのか、少々わかりませんが、その辺のところはどうだったんでしょうかという一点ですね。

それともう一つ、現在ある那珂川消防署の消防ポンプ車は、廃車処分にするということですが、これは廃車処分とした場合には具体的にはどんな処分方法なんですか。お金がかかるのか、それとも幾分かの価格でですね、売却できるのか、それについてお伺いします。

○議長（阿久津武之） 消防総務課長。

○消防総務課長（車和則） ただ今ご質問頂きました、まず1点目のところでございます。1点目の車両の件でございますが、今回導入する車両は、消防用ホースと空気呼吸器用ポンベになりますが、それを外しています。別で入札をしております。そちらの理由といたしましては、まず消防用ホースにつきましては、現場でなるべく早く欲しい、というのが理由であります。もう1点は消費税の増税前に安価で、という考えであります。空気呼吸器のポンベにつきましては、やはり早く、もあるんですが、少しでも安価に、というところからであります。

もう1点のところの廃車の車両につきましては、入札の中に、廃車処分、名前を消したり、緊急車両として走行できないような、そういった処理もして、そのうえで廃車の、要はナンバーを返すような手続きまで含めた契約としてございます。以上になります。

○議長（阿久津武之） 9番、中山五男議員。

○9番（中山五男） そうしますとですね、最初に予算計上した5,200万というのは、消防用ホースとかですね、ボンベも含めた予算見積もりであったと、それが今回の入札は、これを抜いて入札をしたから、およそ700万程下がる、ということなんでしょうか。そうしますと、消防用のホースとかボンベっていうのは別途これから契約をすると、理解してよいのかというのが1点。

それとですねこの廃車処分というのはですね、廃車処分でお金がかかるといいますが、私しばらく前、新聞か何かで見たことありますが、日本の消防ポンプ自動車というのは性能が良いものですから、東南アジアの方へ無償の供与か何かでですね、提供しているような話を聞きましたが、そのような方法はとれなかったのか、そうすればこの処分の手数料はかからなかったのではないかと思います、この辺はどう判断されたのでしょうか。

○消防総務課長（車和則） ただ今ご質問いただきましたまず1点目のところの、備品購入の中の費用ですね、5,218万2,000円の金額でございますが、これは事務連絡車、水槽付消防ポンプ自動車等を合わせまして5,200万ですね。水槽付消防ポンプ自動車の内訳としましては、4,976万円でございます。

もう1点の、消防用ホース、ボンベはすでに入札が終わっております。もう1点目の処分のところの車両の取り扱いですが、過去には一般財団法人日本外交協会にリサイクル援助事業で寄贈したことがございます。近年は、使用年数が15年以内で機材も全て付けていただきたいということと制約が色々ございます。そういったところで中々難しいものがございます。以上になります。

○議長（阿久津武之） 他に質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） そうしますと、消防用ホースと空気ボンベは除くということと、消費税の増税分を、早めに契約することによって値上げ分を回避するということだったと思うんですが、入車は来年の3月25日と聞いていますけども、この契約をすれば、例えば消費税が10%に上がっても、この契約が履行されるというような考え方でよろしいでしょうか、それが1点。

あとは、小川の旧分署にあった、今は那珂川署内の水槽付消防ポンプ自動車なんですけ

ども、消防ポンプ自動車が2台、水槽付消防ポンプ自動車が2台、全体で4台になってますかね、そういう中で、やはりあの平成16年以前のような古い機種ですけど、更新しなければならぬようなですね消防装備ですね、そういうものが今後あるかどうかですね、ご説明いただければと思います。

○議長（阿久津武之） 消防総務課長。

○消防総務課長（車和則） 1点目の、消防用ホース、ボンベの納入時期、消費税といったところについて、まずご説明いたします。消防用ホース、空気ボンベどちらも先日入札を執行しまして、消防用ホースは9月までには納入されるかたちになってございます。ですので、税率は8%のままでございます。空気ボンベの方なんですけど、9月までに納期はギリギリというふうに相手方からは聞いてございます。

もう1点の、今後の消防車両の更新でございますが、近々の更新はございません。

○10番（平塚英教） 1点目の、そうしますと10月の消費税増税の影響を受けるかもしれないというのは、空気ボンベだけで、水槽付消防自動車は、該当するかね。

○消防総務課長（車和則） 先ほど補足説明で説明させていただきました、本年10月に予定されていて、まだ10%というか、そういったところまでは決定されていないのかなと思います。ですが、納入時期はやはり3月頃になるということですので、この10月を越えると、増額ということになります。契約書には、上がった場合には、それを上乗せして支払うこととなります。まず、ここで承認をいただきまして、発注がかかります。発注をして、車両を艀装会社が買い付けます。で、買い付けるのに2、3か月。そこから自動車の制作をするのに6か月から7か月を要します。その段階で10月を越えますので、そうしますとそちらは、増税に伴って増額になります。

○10番（平塚英教） どういう契約をしてても、消費税が8%から10%へ上がれば、ここに2%分が上乗せされますよ、ということですね。

○議長（阿久津武之） 休憩します。

【休憩】（午前10時37分）

【再開】（午前10時40分）

○議長（阿久津武之） 再開します。消防総務課長。

○消防総務課長（車和則） それでは、補足説明において、もう一度、訂正してお伝えします。本年10月に予定されている消費税率の変更となった場合には、変更となった税率をお支払いするかたちとなります。

○10番（平塚英教） 大体それはいくらですか。2%。

○消防総務課長（車和則） 80万くらい。

○議長（阿久津武之） 他に質疑はありませんか。

4番、益子明美議員。

○4番（益子明美） 確認なのですが、この条件付き一般競争入札の参加資格のある業者は何社あるのでしょうか。それから2点目として、入札事務処理要綱に基づいて、最低価格を示した入札者と見積を交わすということだと思うんですけども、これは一社に、入札が不落に終わって、そうした場合は、最低の価格を提示した業者と、見積もりを提示してもらって、見積もり合わせをして、決定するということだと思うのですが、その場合、見積もり徴取は何回までできるというふうに要綱には示されているのでしょうか。今までの説明では、10月の増税の影響があるということで、中々こういった不調が多く、随契になったということではありますが、それだけではないのかな、というのがちょっとありますので、しっかり確認をしたいと思います。

先ほどから契約のことで、入車が来年の3月15日なので、その時に契約金額を支払うということなので、増税となった場合は、当然契約書を、新しく契約書を取り交わさないまま、このまま、その高い増税分も支払うということになりますが、契約をした段階で、納車前にその契約金額を支払うことでこの増税分を回避するというようなやり方は、広域行政としては無いのか、そういったかたちは難しい、法律的に難しいのか、お伺いいたします。

○議長（阿久津武之） 消防総務課長。

○消防総務課長（車和則） 　ただ今、3点ご質問いただいたと思います。まず1点目の、条件付き一般競争入札何社かといったところですが、条件付きになった業者さんは、2業者になります。

○4番（益子明美） 　じゃ、なくて該当数。参加に該当する業者は何社なんですか。そのうちの2社が入札に参加したんですよね。

○消防総務課長（車和則） 　指名競争入札ではないので。申請をした会社が。

○4番（益子明美） 　そうじゃなくて、該当をする会社というのは何社くらいなんですか。

○消防総務課長（車和則） 　3社あったそうです。もう1点ですが、不落のところでしょうか。入札は2回までで、予定価格を下回らなければ随意契約になります。組合の入札要綱によりますと。その随意契約は、一番金額の低い、低価格を示した業者の方と協議になって、これより低い金額を示していただけますか、というような協議となります。それが2回までになります。2回を不落になれば、不調ということになります。

○議長（阿久津武之） 　管理課長。

○管理課長（深澤昌美） 　3点目の前払いの件ですけれども、前払いは財務規則に規定されている条項だと思いますけれども、今回のように、消費増税を前に、物が納入される前に全額払ってしまうというのは前払いの規定には該当しないと思われま。

○4番（益子明美） 　了解しました。

○議長（阿久津武之） 　他に質疑はありませんか。

7番、久保居光一郎議員。

○7番（久保居光一郎） 　今回購入するこの水槽付消防車なんですけど、2,000リッターの水槽を備えていると。これですね、私、昔の消防車しか、30年前に消防団で乗って

いたものしか分からないんで、2,000リットルの水槽がついていると、一線で何分くらいもつんですか。

それと、2,000リットル全部放水しちゃうと、終わりなんですか、それともそこへまた補充して、そこから放水するんですか。その辺のところを教えてください。

○議長（阿久津武之） 消防総務課長。

○消防総務課長（車和則） ただ今のご質問についてですが、2,000リットルを放水すると何分くらい、というところですけど、1分間に定量で放水をしていると、500リッター出てしまいます。ですので、4分くらい。ただ、いきなり一定の強い圧力で弾くということはありません。放水をストレートで出すのではなくて、広げたり、そうすると圧力が下がってきますので、使用水量は減っていきます。ですので、4分から5分。その水槽に、他の消防車から水をもらいます。直接もらいますので、止めることなく放水することができます。

○議長（阿久津武之） 他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（阿久津武之） これより採決をいたします。

議案第2号 財産の取得については、原案のとおり決定することに、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（阿久津武之） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 財産の取得については、原案のとおり可決いたしました。

以上で、本臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

[午前10時51分閉会]